

# 浦野家通信 5月

〒550-0012  
 大阪市西区立売堀1-9-10  
 HOWAビル701号  
 TEL 06-6536-7560  
 浦野会計事務所  
 第91号  
 発行人：所員一同

日差しが強さを増し  
 夏の兆しを感じる季節になりました。  
 いかがお過ごしでしょうか。  
 季節の変わり目ですのでお体ご自愛ください。



10日（金）  
 ・4月分源泉所得税  
 住民税の特別徴収税額の納付

31日（金）  
 ・3月決算法人の確定申告と納税  
 ・9月決算法人の中間申告と納税  
 ・6月9月12月決算法人の  
 3ヶ月ごとの消費税中間申告  
 ・4月分社会保険料納付

## 5月の 税務



※個人の住民税の特別徴収税額の通知

## 定額減税管理シート

令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除の実施に伴い、給与支払者は各人の控除額の残高を管理する必要が生じます。最終的な所得税額、控除残高を管理できるExcelのシートを当事務所で作成しました。  
 記入方法に関してはシートの「記入方法」をご確認ください。



QRコードを読み込むと  
 ダウンロードが可能です。  
 ご不明点があれば  
 お気軽にご連絡ください☆



↑【Excelデータ】

↓【管理表のサンプル画像】

令和6年度 定額減税管理シート		従業員番号	名前
決算の人員は	<input type="text" value="1人です。"/>	受けまして特別定額減税額は	<input type="text" value="30,000円です"/>
6月に払う前期の連累所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	今月の控除額は	<input type="text" value="0円です"/>
6月以降、第2回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	残りの控除額は	<input type="text" value="30,000円です"/>
6月以降、第3回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	今月の控除額は	<input type="text" value="0円です"/>
6月以降、第4回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	残りの控除額は	<input type="text" value="30,000円です"/>
6月以降、第5回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	今月の控除額は	<input type="text" value="0円です"/>
6月以降、第6回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	残りの控除額は	<input type="text" value="30,000円です"/>
6月以降、第7回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	今月の控除額は	<input type="text" value="0円です"/>
6月以降、第8回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	残りの控除額は	<input type="text" value="30,000円です"/>
6月以降、第9回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	今月の控除額は	<input type="text" value="0円です"/>
6月以降、第10回目以降所得税は	<input type="text" value="0円です"/>	残りの控除額は	<input type="text" value="30,000円です"/>

# 定額減税の実施方法

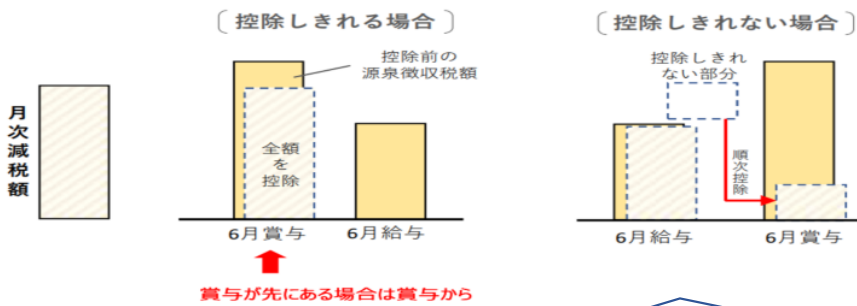
前号では所得税の定額減税の対象者と減税額について書きました。  
今回は、定額減税の実施方法についてお伝えしたいと思います。

この制度は、①給与所得者、②公的年金受給者、③事業所得者で減税の実施方法が異なります。具体的には以下のような方法で減税が実施されます。

## 定額減税の実施方法（所得税の場合）

給与所得者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月以降の源泉徴収税額から減税</li> <li>・6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税</li> </ul>
公的年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金機構等の公的年金（老齢年金）は、6月以降の源泉徴収税額から減税</li> <li>・6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税</li> </ul>
不動産所得 事業所得者 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税の機会に減税</li> <li>→予定納税対象者については、予定納税の機会に減税</li> <li>※ 6月の第1回予定納税通知の機会に本人分の減税後の額を通知。第1回予定納税の納付期限については、7月末から9月末に延期</li> <li>→それ以外の方は確定申告で減税</li> </ul>

### 【給与所得者の定額減税の実施方法のイメージ】



給与所得者の定額減税は、令和6年6年以降の各月の給与の源泉所得税額を調整し減税額に達するまで控除する形で実施されるため、給与支払者は各人の控除額の残高を管理する必要が生じます。減税額の管理につきましては今号の表面に紹介しております管理表を使用していただけると幸いです。



2024年のゴールデンウィークの気温は高い傾向で、東日本や西日本では25℃以上の夏日になる日もありそうです。湿度も高く、ムシムシと感じる所もあるようです。連休の中日の4月30日から5月2日の平日に休みを取得できれば、最大10連休になります。ゴールデンウィーク中は、お出かけなど屋外で過ごす時間が増える方が多いと思います。熱中症に十分に注意するようにしてください。

### 2024年 GWカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

